



令和 8 年度小樽市一般会計補正予算

令和 8 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 636,939 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68,731,668 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(市債の補正)

第 2 条 市債の変更は、「第 2 表 市債補正」による。

令和 8 年 6 月 9 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		千円 13,978,582	千円 252,949	千円 14,231,531
	1 国庫負担金	10,823,154	191,523	11,014,677
	2 国庫補助金	3,129,681	60,188	3,189,869
	3 国庫委託金	25,747	1,238	26,985
18 道支出金		4,410,655	300,500	4,711,155
	2 道補助金	682,731	300,500	983,231
20 寄附金		1,256,000	4,106	1,260,106
	1 寄附金	1,256,000	4,106	1,260,106
21 繰入金		3,132,753	66,784	3,199,537
	2 基金繰入金	3,098,026	66,784	3,164,810
23 諸収入		1,629,386	3,200	1,632,586
	4 雑入	799,979	3,200	803,179
24 市債		6,227,600	9,400	6,237,000
	1 市債	6,227,600	9,400	6,237,000
歳入合計		68,094,729	636,939	68,731,668

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		5,337,621	3,200	5,340,821
	1 総 務 管 理 費	4,953,598	3,200	4,956,798
3 民 生 費		27,879,163	614,271	28,493,434
	1 社 会 福 祉 費	14,648,397	303,966	14,952,363
	2 児 童 福 祉 費	6,100,029	66	6,100,095
	3 生 活 保 護 費	6,677,325	309,001	6,986,326
	4 国 民 年 金 費	6,458	1,238	7,696
4 衛 生 費		7,199,824	4,350	7,204,174
	1 保 健 衛 生 費	2,727,437	4,100	2,731,537
	2 保 健 所 費	693,315	250	693,565
8 土 木 費		8,599,960	11,078	8,611,038
	5 住 宅 費	1,567,042	9,488	1,576,530
	6 港 湾 費	1,631,567	1,590	1,633,157
10 教 育 費		2,942,947	4,040	2,946,987
	1 教 育 総 務 費	135,447	2,030	137,477
	5 社 会 教 育 費	344,900	2,010	346,910
歳 出	合 計	68,094,729	636,939	68,731,668

第2表 市債補正

(変更)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
	千円	千円
市営住宅整備事業費	855,900	865,300

令和 8 年度小樽市病院事業会計補正予算

第 1 条 令和 8 年度小樽市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 8 年度小樽市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

( 科 目 )	( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )		( 計 )
		収	入	
第 1 款 病院事業収益	13,742,215 千円	4,100 千円		13,746,315 千円
第 2 項 医業外収益	1,438,627 千円	4,100 千円		1,442,727 千円
		支 出		
第 1 款 病院事業費用	14,864,315 千円	4,100 千円		14,868,415 千円
第 1 項 医業費用	14,244,592 千円	4,100 千円		14,248,692 千円

第 3 条 予算第 9 条中「275,020 千円」を「279,120 千円」に改める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市税条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市税条例の一部を改正する条例  
小樽市税条例（昭和 25 年小樽市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の 2 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 23 条第 1 項ただし書中「及び第 24 条の 3 第 1 項」を「並びに第 24 条の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 24 条の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 24 条の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提

出しなければならない者

- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第9条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第33条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有するものであって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第9条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第24条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称

- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他法施行規則で定める事項

第39条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第5条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第8条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第8条の4中「附則第16条の2第1項」の次に「、附則第16条の2の2第1項」を加え、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第13条第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第16条の2の2から第16条の2の5までを次のように改める。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の2の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第13条第1項及び第2項並びに第16条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第15条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第15条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第19条の2第1項前段、第20条、第20

条の2第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第16条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第4条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第16条の2の3から第16条の2の5まで 削除

附則第16条の3中第22項を第25項とし、第13項から第21項までを3項ずつ繰り下げ、第12項を第13項とし、同項の次に次の2項を加える。

14 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第16条の3中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第16条の3に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第23条第1項ただし書、第24条の2及び第24条の3の改正規定並びに附則第5条及び附則第8条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第39条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第19条の2第2項の改正規定並びに附則第8条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）並びに附則第9条及び附則第13条の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第8条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第16条の2の2から第16条の2の5までの改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の小樽市税条例（以下「新条例」という。）第24条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第24条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の第24条の3第1項の規定による申告書については、なお従

前の例による。

- 2 新条例附則第 8 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 1 2 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 1 6 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 1 6 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 1 7 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 1 7 項に規定する特例既存住宅及び同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第 1 7 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 1 7 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 6 項に規定する認定住宅等（同条第 1 8 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 1 8 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 4 1 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 2 0 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 2 0 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 1 0 項に規定する認定住宅等（同条第 2 1 項の規定により同条第 1 0 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 2 1 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の

用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の小樽市税条例附則第8条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第13条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第13条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第16条の2の2の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和7年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新条例第39条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税については、な

お従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の特  
定暗号資産取引に係る課税の特例を新設するとともに、一定の太陽光発電設備  
及び風力発電設備並びに改修特別特定建築物の固定資産税等の特例措置の特例  
率を定めるほか、固定資産税の免税点を引き上げるなど、税制改正に伴う所要  
の改正を行うためであります。

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例（平成 26 年小樽市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭  
庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 80 号）」を「児  
童福祉法施行規則及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府  
令（令和 8 年内閣府令第 29 号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令  
のとおり適用するためであります。

令和 8 年  
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 5 号

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年小樽市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。  
附則第 2 項中「令和 7 年内閣府令第 82 号」を「令和 8 年内閣府令第 10 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するためであります。

小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例等の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例等の一部を改正する条例  
次に掲げる条例の規定中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2  
の 9 第 8 項」に改める。

- (1) 小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例(昭和 5 9 年小樽市条例第 1 9 号)  
第 5 条
- (2) 小樽市水道事業等の設置等に関する条例 (昭和 4 1 年小樽市条例第 3 6  
号) 第 9 条
- (3) 小樽市簡易水道事業設置条例 (平成元年小樽市条例第 5 4 号) 第 6 条
- (4) 小樽市病院事業の設置等に関する条例(昭和 4 1 年小樽市条例第 3 5 号)  
第 7 条

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行  
うためであります。

小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
小樽市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年小樽市条例第 2 7 号）の一  
部を次のように改正する。

第 1 8 条中「3 1 5, 0 0 0 円」を「3 3 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の小樽市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）

第 1 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支  
給すべき事由の生じた小樽市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規  
定する葬祭補償（以下単に「葬祭補償」という。）について適用し、適用日  
前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（葬祭補償の内払）

3 適用日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償であって、改正前の小樽市  
消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 1 8 条の規定に  
より支給されたもの（旧条例付則第 6 条の規定による金額により支給された  
場合の葬祭補償を含む。）は、新条例第 1 8 条の規定により支給される葬祭

補償（新条例付則第6条の規定による金額により支給される場合の葬祭補償を含む。）の内払とみなす。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、葬祭補償の額を改定するためであります。

工事請負契約について

若竹地区防波堤改良工事の請負契約を下記のとおり締結する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 若竹地区防波堤改良工事
- 2 契 約 金 額 2 億 2, 8 8 0 万円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市若竹町 3 番 1 号  
近藤・山吹・進栄共同企業体  
代表者  
近藤工業株式会社

工事請負契約について

第 3 号ふ頭小型船だまり整備工事の請負契約を下記のとおり締結する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 第 3 号ふ頭小型船だまり整備工事
- 2 契 約 金 額 2 億 5, 8 5 0 万円
- 3 契約の相手方 小樽市若竹町 3 番 1 号  
近藤・道ガソン・嶋田共同企業体  
代表者  
近藤工業株式会社

工事請負契約について

色内ふ頭護岸改良工事の請負契約を下記のとおり締結する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 色内ふ頭護岸改良工事
- 2 契 約 金 額 1 億 6 , 7 2 0 万円
- 3 契約の相手方 小樽市朝里川温泉 2 丁目 7 1 9 番地 1  
和田建・三栄・宮前共同企業体  
代表者  
有限会社和田建総業

工事請負契約について

小樽公園園路広場等整備工事の請負契約を下記のとおり締結する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 小樽公園園路広場等整備工事
- 2 契 約 金 額 3 億 5, 6 4 0 万円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市長橋 4 丁目 1 0 番 2 号  
久保・みかみ・水谷内共同企業体  
代表者  
株式会社久保組

工事請負契約について

小樽公園遊具広場整備工事の請負契約を下記のとおり締結する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 小樽公園遊具広場整備工事
- 2 契 約 金 額 7 億 2, 6 0 0 万円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市緑 1 丁目 5 番 1 号  
阿部・小田・都市開発共同企業体  
代表者  
阿部建設株式会社

工事請負変更契約について

旧保健所・旧総合福祉センター解体工事の請負変更契約を下記のとおり締結する。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 旧保健所・旧総合福祉センター解体工事
- 2 契 約 金 額  
    変 更 前 2 億 6 , 5 1 0 万 円  
    変 更 後 2 億 6 , 8 9 7 万 2 , 0 0 0 円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市緑 1 丁目 5 番 1 号  
    阿部・西條・小杉共同企業体  
    代表者  
    阿部建設株式会社

令和 8 年  
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 1 4 号

### 小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

小樽市議会議員	松	井	真美子
同	酒	井	隆 裕
同	高	野	さくら
同	小	貫	元

### 小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から44年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、2017年7月7日核兵器禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、2021年1月22日に同条約が発効された。しかし、核保有国及び日本政府が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持込みを容認する核密約が存在する下での、小樽港への相次ぐ米国艦艇の入港は、今後の小樽港の軍事利用・核兵器の持込みの危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

#### 附 則

この条例は、令和8年8月1日から施行する。

#### (提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

令和 8 年  
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

報告第 1 号

専決処分報告

小樽市税条例等の一部を改正する条例（令和 8 年小樽市条例第 1 6 号）を、  
地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 3 1 日別紙のとおり  
専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市税条例等の一部を改正する条例

(小樽市税条例の一部改正)

第1条 小樽市税条例（昭和25年小樽市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。）」の次に「(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第62条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第62条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第62条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第62条の2第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第62条の3の2中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第62条の4から第62条の9までを削る。

第64条（見出しを含む。）、第65条（見出しを含む。）及び第66条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第67条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の

4様式」に改める。

第68条の見出し、第69条（見出しを含む。）並びに第69条の2の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第70条第2項中「第62条第3項ただし書」を「第62条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第72条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第8条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第8条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第8条の3の2第1項」を「附則第8条の3第1項」に改め、同条を附則第8条の3とする。

附則第9条の2第3項第2号、附則第10条第3項第2号及び附則第12条第3項第2号中「、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項」を「及び附則第8条の3第1項」に改める。

附則第13条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第15条第5項第2号、附則第16条第2項第2号及び附則第16条の2の6第2項第2号中「、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項」を「及び附則第8条の3第1項」に改める。

附則第16条の2の8第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第16条の2の9第2項第2号及び第5項第2号中「、第8条の3第1項及び第8条

の3の2第1項」を「及び第8条の3第1項」に改める。

附則第16条の2の10第2項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附則第16条の3第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第4号」に、「7分の6」を「4分の3」に改め、同条第15項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附

則第15条第31項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第27項を同条第21項とし、同条第28項を同条第22項とする。

附則第16条の4第5項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第6項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第7項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第9項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第12項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第13項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する第4号様式による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「法施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合

する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第23条の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する第4号様式による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「法施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第33条の2から第33条の5までを削る。

附則第34条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条

第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第35条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

(小樽市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小樽市税条例等の一部を改正する条例（平成26年小樽市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「附則第33条の」を「附則第34条の」に改め、同条の表附則第33条第1項の項中「附則第33条第1項」を「附則第34条第1項」に改め、同表附則第33条第1項の表第2号ア（イ）の項の項中「附則第33条第1項の表第2号ア（イ）の項」を「附則第34条第1項の表第2号ア（イ）の項」に改め、同表附則第33条第1項の表第2号ア（ウ）aの項の項中「附則第33条第1項の表第2号ア（ウ）aの項」を「附則第34条第1項の表第2号ア（ウ）aの項」に改め、同表附則第33条第1項の表第2号ア（ウ）bの項の項中「附則第33条第1項の表第2号ア（ウ）bの項」を「附則第34条第1項の表第2号ア（ウ）bの項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の小樽市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和7年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(小樽市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 小樽市税条例等の一部を改正する条例(平成26年小樽市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

令和 8 年  
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

報告第 2 号

専決処分報告

小樽市介護保険条例の一部を改正する条例（令和 8 年小樽市条例第 1 7 号）を、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 5 月 2 2 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

## 小樽市介護保険条例の一部を改正する条例

小樽市介護保険条例（平成12年小樽市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度における保険料に係る減免の特例）

第11条 市長は、第11条第1項に定めるところによるほか、第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定に係る政令の改正に伴い、国が令和8年度分の保険料の減免の対象となる者として示した第1号被保険者について、令和8年度分の保険料を減免することができる。

2 前項の規定による減免は、申請によらずに行うことができる。

3 市長は、第1項の規定により保険料を減免したときは、その内容を当該第1号被保険者に通知しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により保険料を減免した場合において、既に納付された保険料があり、かつ、その額が減免後の保険料の額を超えるときは、その超える額を当該第1号被保険者に還付するものとする。

## 附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。